



島根県報

平成18年10月13日 (金)
号外 第 117 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県認定こども園の認定に関する規則 (青少年家庭課) 1

告 示

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針 (青少年家庭課) 14

公布された条例等のあらまし

島根県認定こども園の認定に関する規則 (規則第94号)

1 規則の概要

- (1) 職員の配置の基準の算定方法を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 学級担任に幼稚園の教員免許状を有しない者を充てる場合等の要件を定めることとした。(第3条関係)
- (3) 食事の提供を認定こども園以外の場所で調理し搬入する場合の基準を定めることとした。(第4条関係)
- (4) 認定こども園の認定(以下「認定」という。)の申請の手続を定めることとした。(第5条・様式第1号関係)
- (5) 認定の有効期間について定めることとした。(第6条・様式第2号関係)
- (6) 情報提供の方法について定めることとした。(第7条関係)
- (7) 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出について定めることとした。(第8条・第9条・様式第3号・様式第4号関係)
- (8) 運営の状況の報告について定めることとした。(第11条・様式第5号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県認定こども園の認定に関する規則をここに公布する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第94号

島根県認定こども園の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年文部科学省厚生労働省令第3号)及び島根県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年島根県条例第57号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(職員配置の基準の計算方法)

第2条 条例第9条第1項に規定する人数は、次の各号に掲げる区分の子どもの数をそれぞれ当該各号に掲げる数で除した数（当該数に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を合計した数（その数に小数点以下1位の端数があるときは、これを四捨五入した数）以上とする。

- (1) 満1歳に満たない子ども 3
 - (2) 満1歳以上満3歳に満たない子ども 6
 - (3) 満3歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者 35
 - (4) 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。） 20
 - (5) 満4歳以上の子どものうち、長時間利用児 30
- （職員の資格の基準）

第3条 条例第10条第3号ただし書の規定に基づき、学級担任に幼稚園の教員免許状を有しない者を充てる場合は、その者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 保育士の資格を有すること。
- (2) 意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (3) 幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っていること。

2 条例第10条第4号ただし書の規定に基づき、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者に保育士の資格を有しない者を充てる場合は、その者が次の各号に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 幼稚園の教員免許状を有すること。
- (2) 意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められること。
- (3) 保育士の資格の取得に向けた努力を行っていること。

（食事の外部搬入の基準）

第4条 条例第11条第6項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあることが認識されていること。
- (2) 認定こども園の食事の提供に係る管理の体制及び調理業務を受託する者との契約内容について、当該認定こども園の食事の提供に係る管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意をもって管理できるものとなっていること。
- (3) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士により、献立等についての栄養の観点からの指導その他の必要な配慮が行われること。
- (4) 受託業者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識していること及び衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (5) 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、個々の子どもの体質への配慮、必要な栄養成分の量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる体制が確保されていること。
- (6) 食を通じた子どもの健全育成を図るため、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づく食事を提供することができる体制が確保されていること。

（認定の申請）

第5条 法第4条第1項の規定による認定の申請（以下「認定の申請」という。）は、認定を受けようとする日から起算して90日前までに、認定こども園認定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める日までに認定の申請をしなければならない。

- (1) 既存の幼稚園及び保育所の設置者が幼保連携型認定こども園の認定の申請をする場合 当該認定を受けようとする日から起算して60日前の日
- (2) 幼稚園を新設しようとする者（国立大学法人又は地方公共団体を除く。）が幼保連携型認定こども園の認定の申請をする場合 当該認定を受けようとする日の属する年度の前年度の10月末日

3 知事は、認定の申請について必要と認めるときは、当該施設の所在する市町村長の意見を聴くことができる。

(認定の有効期間)

第6条 法第5条第1項に規定する認定の有効期間は、認定の日から起算して5年を限度として、認定に係る施設の所在する市町村長の意見を聴いて当該認定のときに知事が定める。

2 法第5条第2項の規定による認定の有効期間の更新は、有効期間が満了する日から起算して30日前までに、認定こども園有効期間更新申請書(様式第2号)により知事に申請しなければならない。

(認定こども園に係る情報提供)

第7条 法第6条第1項に規定する周知及び公示は、インターネットの利用、新聞への掲載その他の方法により行うものとする。

2 法第6条第1項に基づき提供する情報の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 園児の1日の活動内容
- (3) 利用料の額
- (4) 職員配置の状況
- (5) 施設設備の概要
- (6) 学級数

(変更の届出)

第8条 法第7条第1項の規定による届出は、変更をしようとする日から起算して30日前までに、認定こども園変更届出書(様式第3号)により行わなければならない。ただし、法第4条第1項第3号に規定する乳児若しくは幼児の数又は同項第4号に規定する子どもの数を一時的に変更する場合であつて、その変更の合計の数が10人を超えない数であるときは、この限りでない。

(廃止、休止又は再開の届出)

第9条 認定こども園を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、廃止し、休止し、又は再開しようとする日から起算して90日前までに、認定こども園廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)により届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときの公表は、第7条第1項の規定を準用する。

(取消しの公表)

第10条 法第10条第2項の規定による公表は、第7条第1項の規定を準用する。

(運営の状況報告)

第11条 法第8条第1項に規定する報告は、毎年6月末日までに認定こども園運営状況報告書(様式第5号)により行わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 設 置 者
代表者氏名 (印)
(電話番号)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項(第2項)の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 施設の名称、所在地、施設種別及び認可定員(届出定員)

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 施設種別
- (4) 認可定員(届出定員)

2 認定こども園の事業を開始する予定年月日

3 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の定員

(1) 定員 人 内訳	年齢	0	1	2	3	4	5	合計
	人数							

- (2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

4 施設において保育する児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの定員

人 内訳	年齢	0	1	2	3	4	5	合計
	人数							

5 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を行う施設

幼稚園 保育所 児童福祉法第59条第1項に規定する施設

6 認定こども園の名称及び種類

- (1) 名称
- (2) 種類 幼保連携型 幼稚園型 保育所型 地方裁量型

7 満3歳以上の子どもについて編成する学級数

8 認定こども園の長となる者の氏名

9 教育及び保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念、教育及び保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定こども園に固有の事情への配慮事項など)

10 子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの

11 添付資料

- (1) 認定こども園の長となるべき者の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定基準に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たす者であることの申立書
- (2) 職員名簿 (別紙 1)、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たす職員であることの申立書
- (3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図 (建物配置)
- (4) 建物等面積表 (別紙 2)
- (5) 給食計画
- (6) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- (7) 管理運営に関する規程等
 - ア 業務分担表
 - イ 保育従事者研修計画
 - ウ 管理規程
 - エ 情報開示関係規程
 - オ 入園選考規程
 - カ 子育て支援事業実施計画
 - キ 防災関係規程
 - ク 補償関係書類
 - ケ 自己評価等実施計画

別紙 2

建物等面積表

1 建物

- (1) 構造 造 階建
- (2) 建築面積及び延床面積 建築面積 m^2 ・延床面積 m^2
- (3) 部屋別面積

室 名	室 数	面積 (m^2)	備考
合 計			

2 土地

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 屋外遊戯場面積 m^2

3 屋外遊戯場が同一の敷地内又は隣接する敷地内でない場合の説明

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
- (4) 代替屋外遊戯場の状況
 - ア 所在地
 - イ 所有者
 - ウ 面積

様式第 2 号 (第 6 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 設 置 者
代表者氏名 ⑩
(電話番号)

認定こども園有効期間更新申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、認定こども園の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 その他特記事項

様式第 3 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 設 置 者
代表者氏名 (印)
(電話番号)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり届け出ます。

記

1 認定こども園の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更予定年月日

4 添付資料

- (1) 認定こども園の長となるべき者の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定基準に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たす者であることの申立書
- (2) 職員名簿、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たす職員であることの申立書
- (3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- (4) 建物等面積表
- (5) 給食計画
- (6) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- (7) 管理運営に関する規程等
 - ア 業務分担表
 - イ 保育従事者研修計画
 - ウ 管理規程
 - エ 情報開示関係規程
 - オ 入園選考規程
 - カ 子育て支援事業実施計画
 - キ 防災関係規程
 - ク 補償関係書類
 - ケ 自己評価等実施計画

- 注 1 添付資料は、2 の変更事項に該当するもののみ提出すること。
- 2 4(2)の職員名簿は、様式第 1 号の別紙 1 によること。
- 3 4(4)の建物等面積表は、様式第 1 号の別紙 2 によること。

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 設 置 者
代表者氏名 ⑩
(電話番号)

認定こども園廃止 (休止・再開) 届出書

認定こども園を廃止 (休止・再開) したいので下記のとおり届け出ます。

記

- 1 認定こども園の名称

- 2 廃止 (休止・再開) 理由

- 3 入園している子どもの処遇

- 4 廃止期日 (休止の予定期間・再開の期日)

- 5 添付書類
当該市町村の要保育児童数の推移の分かる資料

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
提出者 設 置 者
代表者氏名 (印)
(電話番号)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、認定こども園の運営状況について下記のとおり報告します。

記

1 認定こども園の名称

2 施設において保育している児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児の数

(1) 定員 人 内訳 (年 月 日現在)

年齢	0	1	2	3	4	5	合計
人数							

(2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

3 施設において保育している児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児以外の子どもの数

人 内訳 (年 月 日現在)

年齢	0	1	2	3	4	5	合計
人数							

4 満3歳以上の子どもについて編成する学級数

5 認定こども園の長の氏名

6 教育及び保育の目標及び主な内容

(認定こども園として目指す教育及び保育の目標及び理念、教育及び保育のねらい及び内容の概要、開園日数、開園時間、認定こども園に固有の事情への配慮事項など)

7 子育て支援事業のうち認定こども園が実施している事業

8 添付資料

添 付 資 料 名	変更の有無
(1) 認定こども園の長となるべき者の履歴書、資格証明書及び島根県認定こども園の認定基準に関する条例第 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たす者であることの申立書	有 ・ 無
(2) 職員名簿、資格証明書並びに島根県認定こども園の認定に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号又は同条第 2 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たす職員であることの申立書	有 ・ 無
(3) 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）	有 ・ 無
(4) 建物等面積表	有 ・ 無
(5) 給食計画	有 ・ 無
(6) 教育及び保育を一体的に提供するための全体的な計画並びにこれに基づく指導計画	有 ・ 無
(7) 業務分担表	有 ・ 無
(8) 保育従事者研修計画	有 ・ 無
(9) 管理規程	有 ・ 無
(10) 情報開示関係規程	有 ・ 無
(11) 入園選考規程	有 ・ 無
(12) 子育て支援事業実施計画	有 ・ 無
(13) 防災関係規程	有 ・ 無
(14) 補償関係書類	有 ・ 無
(15) 自己評価等実施計画	有 ・ 無

注 1 認定申請又は前回の運営状況報告から変更がある資料のみ添付すること。

2 8(2)の職員名簿は、様式第 1 号の別紙 1 によること。

3 8(4)の建物等面積表は、様式第 1 号の別紙 2 によること。

告 示

島根県告示第973号

島根県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の施行に関し、島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針を次のように定めたので、告示する。

平成18年10月13日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県認定こども園の教育及び保育の内容に係る留意事項等の指針

第1 職員の資格

島根県認定こども園の認定基準に関する条例第10条第2号に規定する職員は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましい。

第2 教育及び保育の内容

認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領（平成10年文部省告示第174号）及び平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針（以下、単に「保育所保育指針」という。）に基づかなければならない。また、子どもの1日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

1 教育及び保育の基本及び目標

認定こども園における教育及び保育は、0歳から就学前のすべての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供と、家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という2つの機能が一体として展開されなければならない。

このため、認定こども園は、次の(1)から(6)までに掲げる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
- (2) 健康、安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣や態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。
- (4) 自然などの身近な事象への興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うようにすること。
- (5) 日常生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
- (6) 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

認定こども園は、この教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならない。

2 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

1に掲げる認定こども園における教育及び保育の基本及び目標に加え、認定こども園における教育及び保育は、次の(1)から(4)までに掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、0歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反

映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。

- (3) 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者(以下「短時間利用児」という。)と保育所と同様に1日に8時間程度利用する者(以下「長時間利用児」という。)に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

認定こども園における教育及び保育については、2に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、園として目指すべき目標・理念や運営の方針を明確にしなければならない。

また、認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次の(1)から(4)までに掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を編成するとともに、年、学期、月、週、日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

- (1) 短時間利用児と長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育の「ねらい及び内容」については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編成される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、認定こども園それぞれの工夫で、子どもの発達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせることが望ましいこと。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識や特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないように配慮すること。

4 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次の(1)から(4)までに掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 満3歳に満たない子どもを含む就学前までの様々な年齢の子どもが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫すること。
- (2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域・家庭・認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。
- (3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解と予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり広がるように子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。
- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者の信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次の(1)から(8)までに掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 0歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活や遊びを通して総合的な指導を行うこ

と。

- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性や課題に十分留意すること。特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。
- (3) 1日の生活のリズムや利用時間が異なる子どもが1つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもに不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。
- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。
- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育・発達に欠かせない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法や摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験や食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をすることへの興味・関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うこと。さらに、利用時間の相違により食事を摂る子どもと摂らない子どもがいることにも配慮すること。
- (6) 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる環境を確保するとともに、利用時間に相違があることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (7) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (8) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。その際、職員間の連絡・協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

また、教育及び保育活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、すべての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

6 小学校教育との連携

認定こども園は、次の(1)から(3)までに掲げる点に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 小学校教育との連携・接続においては、地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) すべての子どもについて指導要録の抄本・写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。

第3 保育者の資質向上等

認定こども園は、次の1から5までに掲げる点に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

- 1 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- 2 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- 3 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士資格を有する者との相互理解を図ること。
- 4 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、認定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げるこ

と。

その際、認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

第4 子育て支援

認定こども園における子育て支援事業については、次の1から3までに掲げる点に留意して実施されなければならない。

- 1 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談や親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- 2 子育て支援事業としては、子育て相談や親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談や親子の集う場を週3日以上開設する等保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。
- 3 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活かしていくこと。

